

# 公認会計士・監査審査会の最近の モニタリング活動について

～「令和5年版モニタリングレポート」のポイント～

公認会計士・監査審査会事務局 審査検査課長  
八木原 栄二

## はじめに

公認会計士・監査審査会(以下「審査会」という)は、監査及び会計の専門家はもとより市場関係者及び学生や社会人など一般の方々に対しても、監査事務所(公認会計士事務所又は監査法人をいう)の状況等について分かりやすい形で情報提供するとの観点から、平成28年以降、年次で監査事務所に関する「モニタリングレポート」を公表している。

今般、監査事務所や被監査会社の概況に関するデータ更新のほか、審査会のモニタリング活動を通じて入手した最新の情報を追加するなど、審査会の令和4事務年度のモニタリングの成果等を盛り込んだ「令和5年版モニタリングレポート」(以下「本レポート」という)を取りまとめ、本年7月14日に公表したところである。

## 本レポートの概要

本レポートは、「Ⅰ. 監査業界の概観」、「Ⅱ. 審査会によるモニタリング」、「Ⅲ. 監査事務所の運営状況」及び「Ⅳ. 監査をめぐる環境変化への対応」の4部により構成されている。本稿では、各部の主なポイントを紹介するが、紙幅の関係で紹介しきれなかった部分もあり、ぜひ、

審査会ウェブサイトに掲載している本レポート全文(カラー図版)をお読みいただければ幸いである。

(注)「モニタリング」とは、検査と検査以外のモニタリングの両方を包含している。検査以外のモニタリングとは、監査事務所に係る報告徴収、ヒアリング、監査事務所及び関係先との意見交換・連携等を通じた情報収集など検査以外の活動を指す。また「事務年度」とは、7月から翌年6月までの1年間を指している。

## Ⅰ. 監査業界の概観

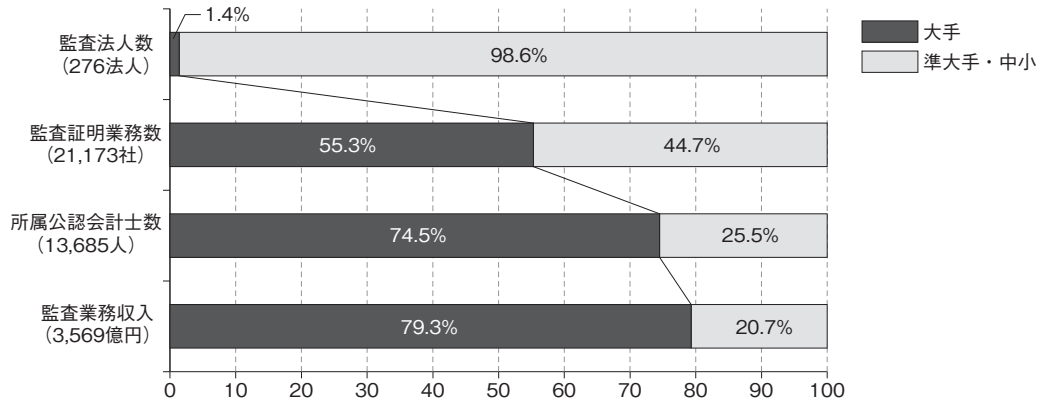
公認会計士、監査事務所、被監査会社等の状況を記載するなど監査業界の全体像を俯瞰している。

上場会社などに対する金融商品取引法(以下「金商法」という)又は会社法に基づく監査については、そのほとんどが5人以上の公認会計士からなる監査法人により行われており、監査証明業務数では約6割、監査業務収入では約8割が大手監査法人へ集中している【図表1】。

(注)本レポートにおいて大手監査法人とは、有限責任あずさ監査法人、EY新日本有限責任監査法人、有限責任監査法人トーマツ、PwCあらた有限責任監査法人をいう。各法人はいわゆるBig4(KPMG、EY、Deloitte、PwC)と呼ばれるグローバルネットワークと提携している。

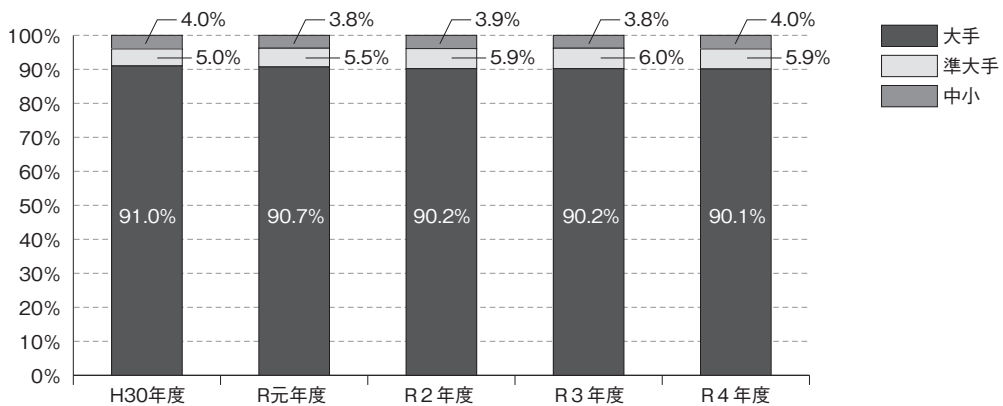
上場国内会社(3,897社、令和4年度末)の監査

【図表1】 監査法人の分類別シェア(令和3年度)



(資料) 令和3年度の日本公認会計士協会の会員情報及び各監査法人から提出された業務報告書から集計

【図表2】 会計監査人の規模別上場国内会社の時価総額の推移



(資料) QUICK、取引所データより審査会作成

における監査事務所の規模別シェアをみると、上場国内会社の約6割、時価総額ベースでは約9割を大手監査法人が監査している【図表2】。これは、時価総額の大きい会社ほど、業務の規模が大きく複雑で、かつ国際化が進んでいることから、その監査には多数の監査人員と多様な専門能力等が求められることとなり、大手監査法人以外の監査法人では対応が困難であるためと考えられる。

なお、こうした大手監査法人の寡占の状況は、米国・英国でも同様であり、主要な上場会社における監査業務のシェアで見ると、日本96%、米国99%、英国92%(会社数ベース)となっている【図表3】。

【図表3】 日本、米国及び英国での主要な上場会社における4大グローバルネットワークの監査業務シェア(会社数ベース)

	日本	米国	英国
4大グローバルネットワークの割合	96%	99%	92%

(注) 以下の株価指数に採用されている会社数を基にシェアを算出

日本：日経225 米国：S&P500 英国：FTSE350

国際的な品質管理基準である「国際品質マネジメント基準第1号」(ISQM1)等の新設・改訂を踏まえ、監査に関する品質管理基準が改訂され、令和5年7月1日以後開始する事業年度又は会計期間(公認会計士法上の大規模監査法人以外の監査事務所においては令和6年7月1日以後開始する事業年度又は会計期間)に係る財務諸表

の監査から適用される。改訂された監査に関する品質管理基準(以下「改訂基準」という)では、監査事務所自らが、

- ①品質目標を設定し、
- ②品質目標の達成を阻害する品質リスクを識別して評価し、
- ③評価した品質リスクに対処するための方針又は手続を定めて運用し、
- ④不備があれば根本原因分析に基づき改善することなどを求めるリスク・アプローチに基づく品質管理システムが導入されている。

また、改訂基準は、監査事務所の品質管理システムに関する最高責任者に対し、少なくとも年一回、基準日を定めて品質管理システムを評価し、当該システムの目的が達成されているという合理的な保証を監査事務所に提供しているかを結論付けることなどを新たに求めている。

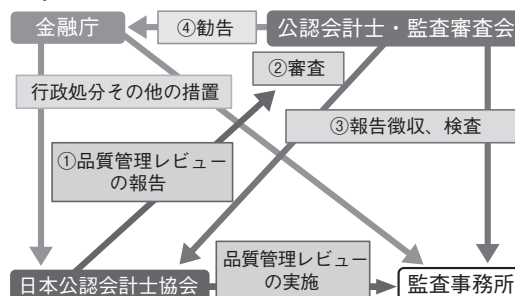
大手監査法人及び一部の準大手監査法人は、令和4年12月から適用が開始されたISQM1等に向けてグローバルネットワークが設定した品質目標及び品質リスクを踏まえつつ、改訂基準に基づいて評価項目を追加するなどにより、品質管理システムの構成要素の整備を終えているほか、整備した品質管理システムを改訂基準の適用後も形骸化させないための対策を検討している。中小規模監査事務所は、令和4事務年度に実施した報告徴収によれば約9割が公表情報等の収集を通じて、適用に向けた検討を始めている。

## II. 審査会によるモニタリング

### (1) 審査・検査等のスキーム【図表4】

審査会は、その必要が認められる場合には、監査事務所や日本公認会計士協会(以下「協会」という)に対して、報告徴収や立入検査などのモニタリングを実施する。審査会による審査・報告徴収、及び検査の流れは次のとおりである；①審査会は協会から品質管理レビューの状況報告を受領する、②協会が行う品質管理レビューや監査事務所が行う監査業務が適切になされているか審査する、③審査の結果、必要と認められた場合には協会や監査事務所等に対して報告徴収や立入検査を実施する、④検査等の結果、必要と認められた場合には、金融庁長官に対し行政処分等の勧告を実施する。

【図表4】 審査会による審査、報告徴収及び検査のスキーム



### (2) 検査の実施状況【図表5】

審査会は、審査及び報告徴収の結果、公益又は投資者保護のため必要かつ適当と認めるとき

【図表5】 直近5年間の検査の実施状況(着手日ベース)(単位：事務所数)

事務年度	H30 (注1)	R元 (注1)	R2 (注1)	R3 (注1)	R4 (注1)
大手監査法人	4(2)	4(2)	4(2)	4(2)	2
準大手監査法人	1	2	2	1	2
中小規模監査事務所	5(1)	3	4	4	5
外国監査法人等(注2)	0	1	0	0	1
合計	10(3)	10(2)	10(2)	9(2)	10

(注1)括弧内はフォローアップ検査を実施した事務所数を内数として記載

(注2)外国監査法人等に対しても、適宜、報告徴収及び検査を実施

(資料)審査会検査結果より審査会作成

は、監査事務所等に対して検査を行う。また、協会の適正な運営を確保するため必要と認めるときは、協会に対して検査を行う。

監査事務所への検査の頻度は、監査事務所の規模により異なる。大手監査法人については、2年に一度検査(通常検査)を実施しており、平成28事務年度からは、通常検査の次事務年度に改善状況の検証を目的とするフォローアップ検査を実施している。準大手監査法人については、原則として3年に一度検査を実施している。中小規模監査事務所については、品質管理レビューでの指摘状況等を踏まえ、必要に応じて検査を実施している。

検査において把握した不備については、品質管理態勢の検証を通じて把握した不備と個別監査業務の検証を通じて把握した不備に分類される。品質管理態勢の検証を通じて把握した不備の特徴は、監査事務所の規模によって異なっており、大手監査法人では、本部品質管理部門と事業部との十分な連携、改善施策の監査現場への浸透状況や実効性の検証等が課題となっている。準大手監査法人では、組織的な対応のための体制整備を行ってきたものの、本部組織の機能強化や品質管理に係る施策の監査現場への浸透状況及び実効性の検証等が課題となっている。中小規模監査事務所では現行の監査基準が求めている品質管理や監査手続の水準に対する理解が不足している状況や、品質管理レビュー等での指摘事項に対して、同様の不備の発生を防止するために必要となる原因分析の深度と方法を十分に理解していないなどの状況がみられる。個別監査業務の検証を通じて把握した不備の特徴は、監査事務所の規模にかかわらず、会計上の見積りの監査に係る不備が最も多い。次いで、実証手続(分析的実証手続や詳細テストといった、重要な虚偽表示リスクに対し、取引種類、勘定残高及び注記事項に関して実施する

監査手続)の不備が多いほか、不正リスクへの対応に係る不備も引き続きみられる。

検査では、把握した不備の原因についても、検査対象先である監査事務所との対話を通じて分析、共有することで、監査事務所の自主的な業務の改善につながるような検証を行っている。検査において把握した不備の事例やその原因は、監査事務所検査結果事例集に記述しているので、参照されたい。

### (3) 総合評価の記載

審査会は監査事務所に対して検査を実施した際、監査事務所の責任者に対して検査の結果を文書(検査結果通知書)で交付する。平成28事務年度に着手した検査から、検査先の業務運営の状況に応じた総合評価(5段階)を検査結果通知書に記載し、検査先は、当該評価を含む概要等を被監査会社の監査役等へ伝達することが求められている。これは、審査会の評価を的確に伝えるとともに、監査事務所から検査結果を開示される被監査会社の監査役等が監査事務所の品質管理の水準について適切に理解できるようにすることを目的にしている。

総合評価は、監査事務所の「業務管理態勢」、「品質管理態勢」及び「個別監査業務」の状況に基づき、①「良好であると認められる(総合評価：1)」、②「改善すべき点があるものの概ね良好であると認められる(総合評価：2)」、③「改善すべき重要な点があり良好であるとは認められない(総合評価：3)」、④「良好でないものと認められ、業務管理態勢等を早急に改善する必要がある(総合評価：4)」、⑤「著しく不当なものと認められる(総合評価：5)」の5段階に区分している。④と評価した先に対しては、検査結果の通知と同時に報告徴収を実施して速やかな改善を促すとともに、⑤と評価した先については金融庁長官に対し行政処分等の勧告を



行うこととなる。

#### (4) 総合評価の状況

平成28事務年度から令和4事務年度までの間に着手し終了した通常検査における総合評価の分布状況は【図表6】のとおりである。

総合評価のうち最上位の区分である「良好であると認められる(総合評価：1)」に該当する監査事務所はなく、監査事務所の業務管理態勢、品質管理態勢及び個別監査業務の状況に応じて、「改善すべき点があるものの概ね良好であると認められる(総合評価：2)」以下の区分に分布している。中小規模監査事務所においては、大手監査法人や準大手監査法人と比べて総合評価の低い監査事務所が多いが、これは、中小規模監査事務所を検査する場合には、品質管理レビューでの指摘状況等を踏まえ、品質管理態勢等を早急に確認する必要がある監査事務所を主に選定しているためである。

#### (5) 審査会のモニタリングの視点及び目的等(基本方針及び基本計画)

審査会は、モニタリングの目的やその達成に向けた考え方、各事務年度における重点事項等を公表している。令和4年4月より、審査会第7期(令和4年4月～令和7年3月)がスタートし、「第7期監査事務所等モニタリング基本方針」(以下「基本方針」という)を策定した(令和4年5月20日公表)。基本方針の概要は以下のとお

り。

監査事務所をめぐる環境が急速に変化する中、当該環境変化を踏まえた効果的・効率的なモニタリングの実施を通じて、監査事務所自らによる監査の品質の確保・向上を継続的に促すとともに、監査事務所における監査の品質管理を含む業務の適正な運営の確保に努める。特に、モニタリングの実施においては、①監査事務所におけるリスク・アプローチに基づく品質管理システムの導入に向けた準備・対応状況や導入後における整備・運用状況の確認・検証や、②監査品質の確保・向上が急務と考えられる中小規模監査事務所に対する検査をより重視した運用を行う。

上記基本方針を踏まえ、「令和5事務年度監査事務所等モニタリング基本計画」(以下「基本計画」という)を策定し、本レポートと併せて公表した。基本計画の概要は以下のとおり。

#### ○モニタリング基本計画(検査以外の基本計画)

##### ①協会の品質管理レビューの検証及び協会との連携

審査会は、これまでも意見交換等を通じて、監査の品質の確保・向上に向けた対応等を協会に促してきているが、品質管理レビューが法律に基づく上場会社等監査人登録制度における登録上場会社等監査人の適格性の確認手段として更に重要な役割を担っていくことに鑑み、品質管理レビューの実施態勢の強化等に向けた深度ある議論を行っていく。

【図表6】平成28～令和4事務年度検査における総合評価の状況(単位：事務所数)

区分(総合評価)	大手 監査法人	準大手 監査法人	中小規模 監査事務所
良好であると認められる(総合評価：1)	—	—	—
改善すべき点があるものの概ね良好であると認められる(総合評価：2)	4	—	3
改善すべき重要な点があり良好であるとは認められない(総合評価：3)	—	4	6
良好でないものと認められ、業務管理態勢等を早急に改善する必要がある(総合評価：4)	—	1	8
著しく不当なものと認められる(総合評価：5)	—	—	10

(資料)平成28事務年度から令和4事務年度の間に検査に着手し終了した監査事務所の総合評価を集計

## ②報告徴収

大手監査法人及び準大手監査法人に対しては、定期的に業務管理態勢等に関する定量的・定性的な情報を収集・分析する。中小規模監査事務所に対しては、協会の品質管理レビューの結果等を踏まえ、監査事務所の規模や特性に応じた情報を適宜収集・分析するとともに、自主的な監査の品質の確保・向上を促すため、必要に応じて、報告内容に関するヒアリングを併せて実施する。

報告徴収の実施に当たっては、改訂基準等に準拠した品質管理システムの整備・運用状況(大規模監査法人)又は改訂基準等への対応状況(大規模監査法人以外)、改正倫理規則の遵守状況、公認会計士資格に係る誤記載の発生防止に向けた施策の導入・実施状況等を重点項目とする。

## ③監査事務所に関する情報等の収集・分析等

大手監査法人及び準大手監査法人のトップを含む経営層との定期的な対話を通じて、法人の最新の業務管理態勢等に関する情報収集を行うほか、問題認識の共有を図る。中小規模監査事務所との対話についても必要に応じて実施する。

## ○検査基本計画

検査については、監査の品質の向上に向けた監査事務所経営層のコミットメントや、業務管理態勢・品質管理態勢の実効性のほか、不正リスクや収益認識、会計上の見積りに係る監査手続の実施状況等を全ての監査事務所に対する共通重点検証項目とした上で、以下のとおり実施する。

### ①大手監査法人

原則として毎年検査を実施する(通常検査とフォローアップ検査を交互に実施)。フォローアップ検査では、個別監査業務に対する検証は原則行わず、通常検査での指摘事項に対する改善施策の運用状況等について検証する(検査に

代えて、報告徴収により、改善に向けた取組を確認する場合がある。)

検査においては、特に、品質管理部門による個別監査業務に対するモニタリングの実施状況や、被監査会社において不適切な会計処理があった場合における監査手続の不備やその原因に係る事後検証及びその後の改善対応の実施状況などに着眼して検証する。

### ②準大手監査法人

上場会社監査の担い手としての役割が増大していることに鑑み、原則として3年ごとに実施していた検査を、原則として2年ごとに実施する。

検査においては、特に、トップを含む経営層による監査の品質を重視する組織風土の醸成に向けた取組の状況や、品質管理部門と監査現場(事業部等)との連携の状況、品質管理部門による個別監査業務に対するモニタリングの実施状況に着眼して検証する。

### ③中小規模監査事務所

協会の品質管理レビュー結果等を踏まえ、監査事務所の品質管理態勢を早急に確認する必要性を検討の上、検査を実施する。なお、上場会社監査の担い手としての役割が増大していることのほか、上場会社等監査人登録制度が導入されたことに鑑み、中小規模監査事務所に対する検査をより重視した運用を行う。

検査においては、特に、法令・職業倫理を遵守する組織風土の醸成に向けた取組のほか、社員・職員の職業倫理、独立性や法令等遵守に対する認識、監査調書の管理(不適切な修正等の防止を含む)の状況などに着眼して検証する。

## Ⅲ. 監査事務所の運営状況

### (1) 監査法人のガバナンス・コードを踏まえた取組

平成29年3月に策定された監査法人のガバナンス・コード(以下「ガバナンス・コード」と

いう)は、公認会計士法の改正(令和4年5月)に伴う関連政府令(令和5年1月公布、4月施行)により、上場会社等の監査を行う監査法人等に対して、ガバナンス・コードに沿った業務を実施する体制や充実した情報開示を行うための体制を整備することが義務付けられたことから、中小監査法人等における受入れにも馴染む内容とすることなどを目的として、令和5年3月に改訂されている。主な改訂内容は、上場企業等の監査を行う監査事務所全般を対象とするための改訂、中小監査法人の受入れに馴染むための改訂、情報開示の充実に向けた改訂、グローバルネットワークに関する開示の充実に向けた改訂となっている。

ガバナンス・コードについては、令和5年3月末時点において、大手監査法人及び準大手監査法人の全てと、中小監査法人のうち10法人がガバナンス・コードの採用を表明している。監査法人の規模別では、大手監査法人及び準大手監査法人では、原則1から原則5まで全て適用しているが、中小監査法人では、全ての原則を適用しているところは少なく、特に原則3と原則5において適用しないとしているものがみられる。本レポートでは、原則3及び原則5の適用状況が規模によって差異がみられることから、両原則に対する監査法人の取組状況について分析している。

原則3における独立第三者の知見の十分な活用に向けた取組では、大手監査法人では、監督・評価機関の会議に独立第三者が参加することを通じて独立第三者へ情報提供を行い、意見を受けている例や、内部委員等を通じて独立第三者へ情報提供を行い、独立第三者から意見を受けるほか、最高経営責任者等との定期的な意見交換を行うための機会を設けている例がある。準大手監査法人では、独立第三者に経営執行機関の会議に出席する権限や資料要求の権限を付与

するなど必要な情報提供の確保に留意している。中小監査法人では、独立第三者に提供される情報や独立第三者が出席する経営執行会議の範囲は各監査法人で異なっており、外部専門家の知見の活用の程度にはばらつきがみられる。

原則5における透明性の確保に向けた取組では、大手監査法人では、ガバナンス・コードの各原則の適用状況及び監査品質向上に向けた取組状況について、監査品質に関する報告書等を年次で発行している。準大手監査法人では、組織体制と品質管理の説明を中心とした監査品質に関する報告書等を発行しているものの、大手監査法人より記載内容が簡略になっているところが多い。中小監査法人では、ガバナンス・コードの採用を表明している10法人のうち9法人が監査品質に関する報告書等を発行しているものの、多くは記載内容が準大手監査法人よりも簡略となっている。

## (2) 監査におけるITの活用とサイバーセキュリティに関する取組状況

### (ア) 監査業務におけるIT化の進展

監査業務におけるITの活用が一層進展してきており、大手監査法人や準大手監査法人では、所属するグローバルネットワークと共同で、または独自に、ITを活用した監査手法の導入や開発を進めていることから、監査事務所がどのように監査手法を変化させてきているか、近年の方向性を紹介する。

#### ① 監査ツールの共通化

グローバルネットワークに所属する監査法人は、所属しているグローバルネットワークが提供する監査ツールを使用しており、当該監査ツールには、監査調書の作成・保管機能のほか、被監査会社とのデータ・資料の授受を安全に実施する機能などを含んでいる。また、研究開発・運用をグローバルネットワークが一括して行う

ことで、IT投資の効率化を図っている。

## ②作業の自動化

データ抽出から分析までをワンストップで行えるような監査支援ツールの導入が進められており、当該ツールにより、監査調書ドラフト作成等の自動化が進められている。

## ③データアナリティクスの高度化・広範化

監査支援ツールの導入により、被監査会社の会計データを使った分析が可能となっており、監査計画の立案時におけるリスク評価に使用しているが、今後は、監査意見の形成に至る全ての監査プロセスで利用されることが見込まれている。また、AIの進展により、非財務情報を用いた将来不正予測ツールや膨大な会計記録の中から不正会計につながる異常な取引等を発見する手法も開発・導入されつつある。

## ④事後的な監査からリアルタイム監査へ

監査業務の繁忙期への集中を避け働きやすい環境をつくるとともに、よりリスク感度が高く不正の早期発見が可能な監査の実現のため、被監査会社の取引等を日々分析する監査手法(リアルタイム監査)の導入が検討されている。

こうした監査業務でのITの活用については、膨大なデータを有する大手企業を監査する大手

監査法人において取組が先行している。

## (イ)サイバーセキュリティに関する取組状況

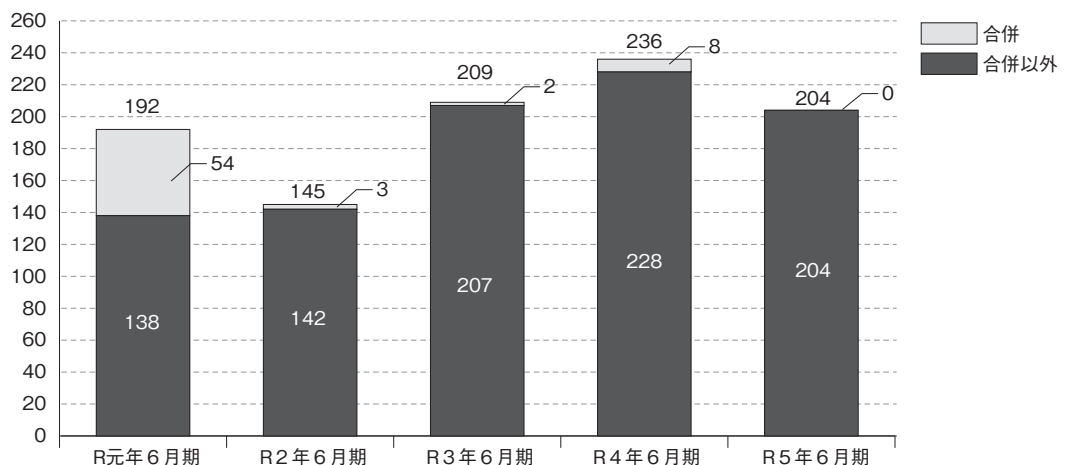
海外の監査事務所を標的としたサイバー攻撃により、情報漏えい等のリスクは高まっている。このような状況を踏まえ、審査会では、監査法人に対するモニタリングの中でサイバーセキュリティに対する取組状況を確認しているところであり、大手監査法人においては、情報セキュリティに関する基本方針の策定や、サイバーセキュリティ対応部門の設置等、共通の取組がみられる。

## (3)企業の海外展開への対応

### (ア)グループ監査の状況

多くの企業が海外に子会社等を設立して現地で事業を展開し、また近年は海外法人に対するM&Aも増加している。それに伴い、海外子会社の管理態勢の構築、複雑な経済取引の検討、会計基準の差異の対応等、企業が対応すべき課題は多く、さらに、重大な会計不正が海外子会社で発生する事例も多くみられる。そのため、グループ監査の重要性は一層増しており、監査事務所でも対応の強化を図っている。

【図表7】 監査事務所を変更した上場国内会社数の推移(単位：件)



(資料)各上場国内会社の適時開示に基づき、各期の6月末までに後任監査人を決定している会社数を集計



## (イ) グローバルネットワークとの提携の状況

大手監査法人、準大手監査法人及び一部の中小規模監査事務所は、海外展開を進める被監査会社のグループ監査を円滑に実施するため、また、監査マニュアル等のノウハウを利用するため、メンバーファーム契約等を締結し、グローバルネットワークに所属している。ただ、グループ監査が必要となる中小規模監査事務所の全てがグローバルネットワークに所属しているわけではなく、現地の監査人に監査手続を依頼することが一般的である。

## (4) 会計監査人の異動

上場国内会社の会計監査人の異動状況を見ると、令和5年6月期(令和4年7月から令和5年6月まで)は204件であり、令和2年6月期以前と比べて高い水準で推移している【図表7】。

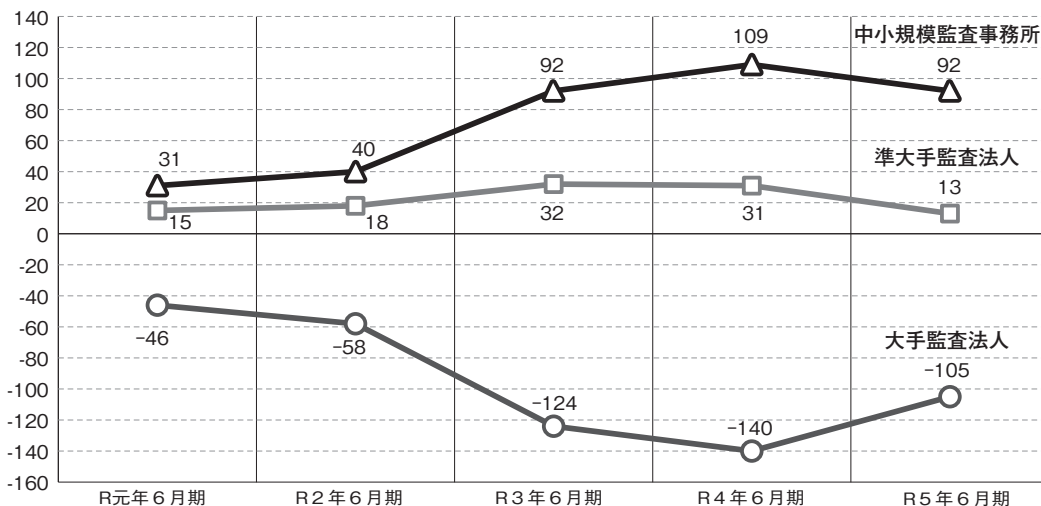
会計監査人の異動状況を監査法人の規模別増減で見ると、大手監査法人から準大手監査法人又は中小規模監査事務所へ変更している傾向が令和5年6月期も継続している【図表8】。このような動きは、大手監査法人が監査契約の継

続に関して、監査報酬が監査リスクに見合った水準となっているか、監査リスクは監査契約の継続が可能な水準におさまっているか、業務遂行に必要な人員を確保しているか等について、個別監査業務ごと、若しくは、法人全体としての分析を通じた業務運営を行っていることによるものと考えられる。

異動理由については、平成30年6月期の異動理由をみると「任期満了」のみとするものが最も多く、実質的な理由が記載されていないケースが多いが、令和元年6月期以降は、「任期満了」としつつ、何らかの理由を加えるものが増え、「任期満了」のみとするケースが大幅に減少している。令和5年6月期においては、監査報酬の増額提示や継続監査期間の長期化等を異動理由に挙げているケースが多いほか、会社の事業規模に適した監査対応と監査報酬の相当性を他の監査法人と比較検討した結果、監査人の異動に至った旨を記載しているケースが多い【図表9】。

会計監査人の異動前後における監査報酬の状況を見ると、より規模の大きい監査事務所への

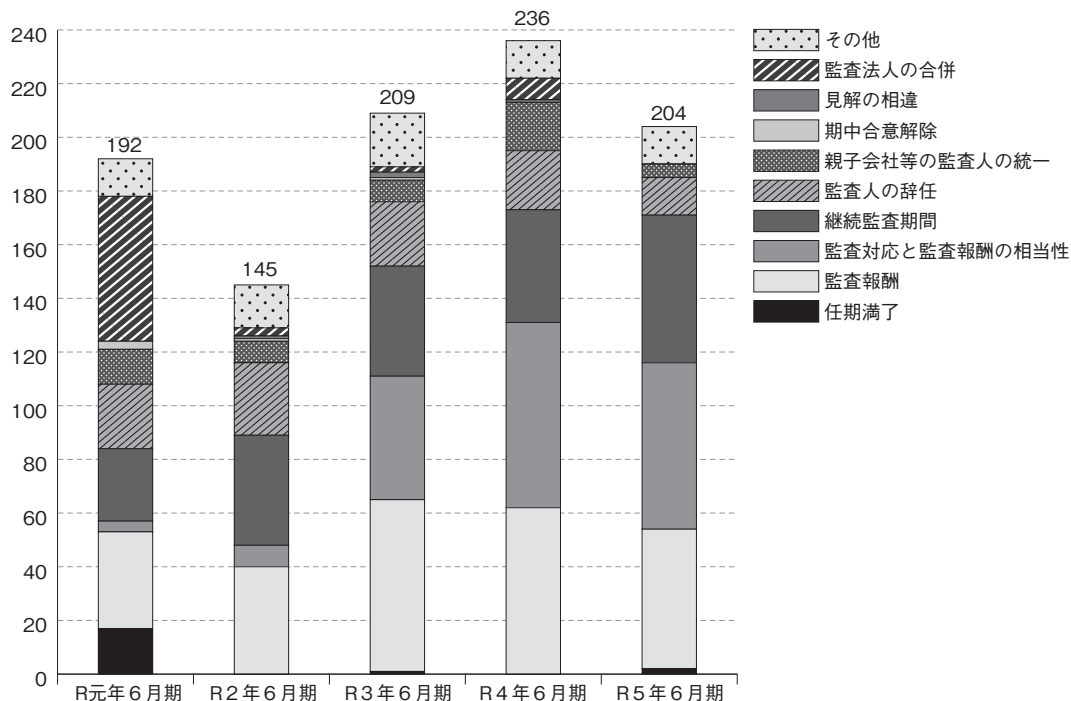
【図表8】 監査事務所の規模別の異動状況(規模別の純増減の状況)(単位:件)



(注1) 件数は純増減

(注2) 各上場国内会社の適時開示に基づき、各期の6月末までに後任監査人を決定している会社数を集計

【図表9】 上場国内会社の会計監査人の異動理由(単位:件)



(資料)各上場国内会社の適時開示に基づき、各期の6月末までに後任監査人を決定している会社数を集計

異動の場合には、監査報酬は増加するケースが多い。同規模の監査事務所への異動の場合には、約4割のケース(74件中31件)で監査報酬が増加しているが、約4割のケース(74件中33件)で監査報酬が減少している。より規模の小さい監査事務所へ異動した場合には、約8割のケース(148件中111件)で監査報酬が減少しており、特に大手監査法人から中小規模監査事務所への異動でみると、約9割の異動(94件中82件)において監査報酬が減少している。

#### IV. 監査をめぐる環境変化への対応

##### (1) 中小監査事務所をめぐる動向

令和4年5月改正の公認会計士法の施行に伴い、法律に基づく「上場会社等監査人登録制度」が導入された。この制度では、登録上場会社等監査人が、上場会社等の監査を公正かつ的確に遂行するための業務管理体制を法令等に準拠し

ているか否かを協会の品質管理レビューで確認する(「適格性の確認」)こととされている。上場会社の監査を行う監査法人等の登録は、令和5年4月1日以後、会員3名と非会員4名から構成される「上場会社等監査人登録審査会」が所掌しており、登録の審査、登録取消の判断に更なる透明性、客観性が付与される。

一方、協会は中小規模監査事務所の情報開示の充実に向けた支援のほか、中小規模監査事務所向けの対話型研修会、デジタル化支援、人材採用・育成支援等各種の支援策を実施している。

##### (2) 会計監査に関する最近の動向

###### (ア) 協会による倫理規則の改正

協会はIESBA倫理規程の改訂も参考に、令和4年7月に倫理規則を改正している。主な個別規定の新設・変更として報酬に関する事項が

挙げられる。報酬については、監査業務の依頼人が社会的影響度の高い事業体(PIE)である場合の監査事務所等による報酬関連情報の開示が求められ、これを受けた財務諸表等の監査証明に関する内閣府令の改正により、令和5年4月1日以降開始する事業年度等に係る監査報告書の記載事項に、公認会計士又は監査法人が被監査会社から受領する報酬に関する事項が追加された。また、PIEに対する報酬依存度が2年連続して15%を超える場合のセーフガードが強化されたほか、5年連続して15%を超える場合、監査意見表明後の辞任が求められる。

#### (イ) サステナビリティの開示及び保証の動向

近年、企業経営や投資判断におけるサステナビリティが重視され、中長期的な企業価値に関する非財務情報の重要性が増している。令和5年3月31日以後終了する事業年度の有価証券報告書等の「事業の状況」の中に「サステナビリティに関する考え方及び取組」という記載欄が新設され、企業は「ガバナンス」、「リスク管

理」、「戦略」、「指標及び目標」のうち少なくとも「ガバナンス」及び「リスク管理」の記載のほか、人的資本の開示として、人材育成に関する方針や社内環境整備に関する方針及び当該方針に関する指標の内容等を記載することが求められている。

サステナビリティ情報の保証については、欧州や米国等では具体的な時期と共に限定的保証を導入し、合理的保証に移行する方向性が示されている一方、国内では金融審議会ディスクロージャーワーキング・グループにおいて中期的に検討を進めていくとされている。保証に関する監査法人の対応をみると、大手監査法人は監査法人自体、あるいはグループ会社が任意の保証業務を行っているほか、保証業務推進に向けた部署を設置し、情報収集や法人内の研修等を行っている。大手監査法人以外では、情報収集や法人内研修等への取組の度合いは法人によって異なっている。